

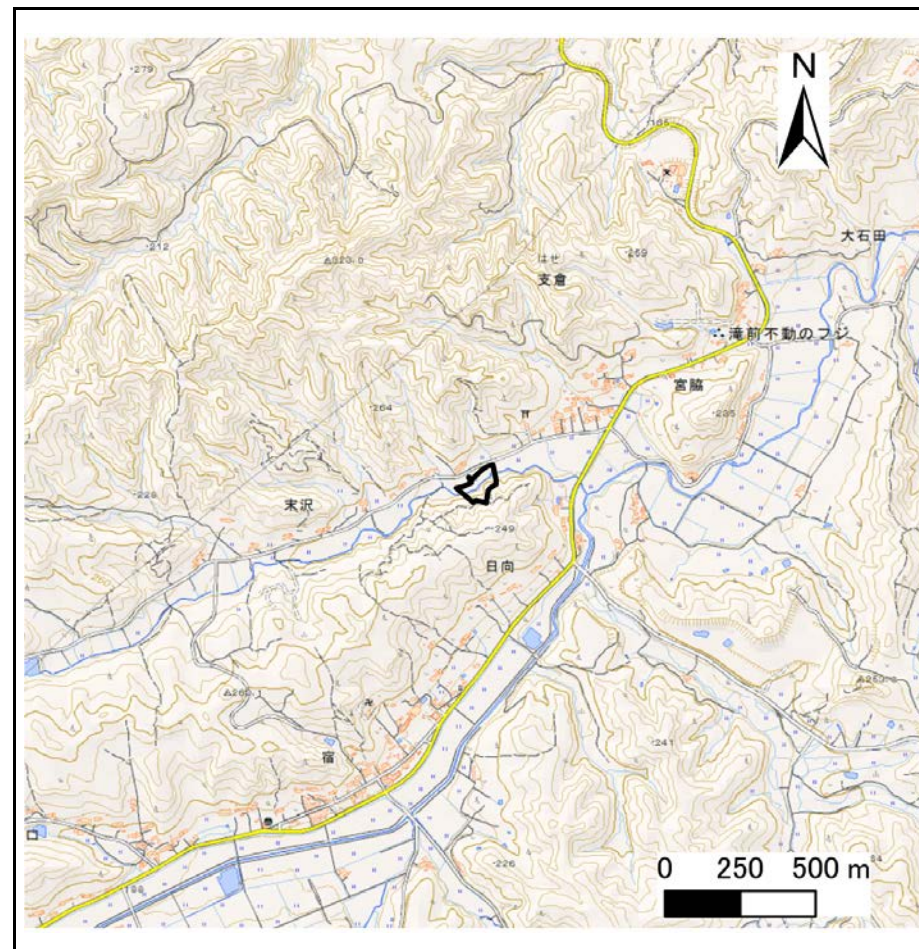
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第502号
告示年月日	令和元年5月21日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0044(1331000044)
箇所名	山崎の2
所在地	柴田郡川崎町大字支倉字日向
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)、数値地図200000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平29情複、第1004号)

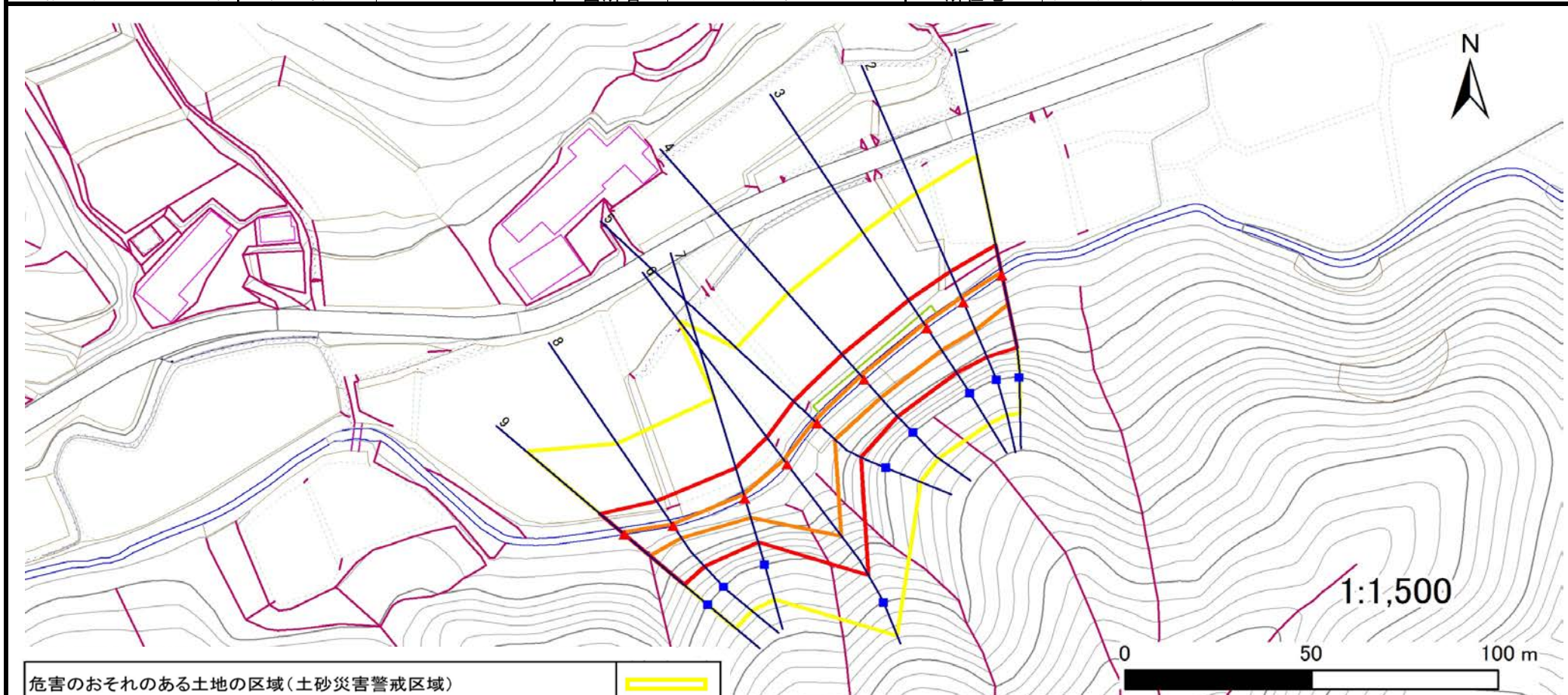
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第502号
告示年月日	令和元年5月21日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0044(1331000044)	箇所名	山崎の2	所在地	柴田郡川崎町大字支倉字日向
---------	------	----------------------	-----	------	-----	---------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が 100kN/m^2 を越える区域
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域
	それ以外の区域

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第502号
告示年月日	令和元年5月21日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

調査年度 平成29年度

急傾斜地の位置	個所番号	III-自-0044(1331000044)	箇所名	山崎の2	所在地	柴田郡川崎町大字支倉字日向
---------	------	------------------------	-----	------	-----	---------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	123.91	1.00	100.00	1.00	-	-	12.08	2.26	~								
2 ~ 3	123.91	1.00	100.00	1.00	-	-	12.35	2.31	~								
3 ~ 4	124.26	1.00	100.00	1.00	-	-	12.79	2.39	~								
4 ~ 5	124.26	1.00	100.00	1.00	-	-	12.79	2.39	~								
5 ~ 6	125.94	1.00	100.00	1.00	-	-	14.28	2.67	~								
6 ~ 7	125.94	1.00	100.00	1.00	-	-	14.28	2.67	~								
7 ~ 8	119.49	1.00	100.00	1.00	-	-	11.73	2.19	~								
8 ~ 9	115.48	1.00	100.00	1.00	-	-	11.20	2.09	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								